

Q 特定商取引法って、どんな法律なのですか？

特定商取引法とは、かつて訪問販売法と呼ばれていた法律で、訪問販売や通信販売等、消費者トラブルを生じやすい特定の商取引を対象に、クーリング・オフ等、消費者を守るルールを定めています。事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的としています。平成21年12月1日より、改正された特定商取引法が施行されています。

Q 特定の商取引とはどんな取引なのですか？

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引です。

Q 訪問販売とは、具体的に、どのような取引なのでしょう？

自宅へ訪問して行う取引、キャッチセールス(路上等で呼び止めた後、営業所等へ同行させて行う取引)、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して行う取引)等がこれにあたります。要は、事業者が、通常の店舗以外の場所で行う商品、権利の販売または役務(サービス)の提供のことをいいます。

Q 通信販売とは、具体的に、どのような取引なのでしょう？

新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申し込みを受ける取引のことをいいます。インターネット・オークションも含まれます。

Q 電話勧誘販売とは、具体的に、どのような取引なのでしょう？

電話で勧誘し、申し込みを受ける取引のことをいいます。電話をいったん切った後、消費者が郵便や電話等によって申し込みを行う場合にも該当します。

コラム  
Q & A

改正特定商取引法

1

Q 連鎖販売取引とは、具体的に、どのような取引なのでしょう？

個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務(サービス)の取引のことをいいます。入会金、保証金、サンプル商品、商品など、名目を問わず、取引を行うために何らかの金銭負担があるものはすべて「連鎖販売取引」に該当します。

Q 特定継続的役務提供とは、具体的に、どのような取引なのでしょう？

長期・継続的な役務(サービス)の提供に対し、一定額以上の対価の支払を約する取引のことをいいます。現在、エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の6つの役務が対象とされています。上記6つの役務のうち、エステティックサロンについては期間が1ヶ月を超えるもの、その他の役務については期間が2ヶ月を超えるもの、対価については6つの役務とも5万円以上が規制対象とされています。入学金、受講料、教材費、関連商品の販売など、契約金の総額が5万円を超えていると対象になります。但し、家庭教師および学習塾には、小学校または幼稚園に入学するためのいわゆる「お受験」対策は含まれません。また、学習塾には、浪人生のみを対象にしたコースは対象になりません。高校生と浪人生が両方含まれるコースは対象になります。(次ページに続く)

Q 業務提供誘引販売取引とは、具体的に、どのような取引

なのでしょうか？

「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事に必要であるとして、商品等売って金銭負担を負わせる取引のことをいいます。ホームページ作成の在宅ワークに必要であるとしてパソコンとコンピューターソフトを買わせる、展示会で接客を行う仕事に必要であるとして着物を買わせる、使用した感想を提供するモニター業務に必要であるとして健康寝具を買わせる、チラシを配布する仕事に必要であるとしてチラシを買わせる、ワープロ入力の在宅ワークに必要であるとしてワープロ研修を受けさせるなどが、具体例です。